

公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ

社員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ（以下「当法人」という。）の定款第3章に定める規定に基づき、社員の入退社及び会費に関し、必要な事項を定め、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(社員の種別)

第2条 定款第5条に規定する社員は、次の各号いずれかに該当する個人、法人及び団体とする。

- (1)個人社員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2)法人社員 当法人の目的に賛同して入会した法人及び団体

(入社手続)

第3条 当法人の社員になろうとする個人、法人及び団体は、当法人の定款第6条に基づき、理事会が定める社員申込書を提出しなければならない。

2 前項の社員申込書に対しては、次に掲げる事項を基に理事会において入社の可否を決定し、これを社員申込書を提出した者に通知する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること
- (2) 社員申込書から、社員としてふさわしいものと認められる個人、法人及び団体であること。

(会費)

第4条 社員は当法人の定款第7条に基づき、次に掲げる会費を支払うものとする。

- (1) 個人社員 10,000 円(一口 10,000 円、一口以上)
- (2) 法人社員 100,00 円(一口 100,000 円、一口以上)

2 会費は年度単位で納入するものとする。

3 前1項の会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余は管理費用等のために充当するものとする。

(寄附金)

第5条 社員は会費のほかに、寄附金を支払うことができる。

2 寄附金の取扱いは、別に定める寄附金の取扱に関する規程によるものとする。

(社員名簿)

第6条 社員は、社員の種別毎に社員名簿に登録する。

- 2 社員名簿に登録された個人社員に関する情報については、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(退社等)

第7条 社員は当法人の定款第8条に基づき、理事会が定める退社届を提出して、任意に退社することができる。この場合は、社員名簿の登録を抹消する。

- 2 当法人の定款第9条及び第10条の規定により、退社以外の事由により除名あるいは社員の資格を喪失した場合については、前項に準じて社員名簿の登録を抹消する。

(会費等の不返還)

第8条 社員が事業年度途中において退社、除名及び社員の資格喪失した場合については、当該事業年度において納入した会費及び寄附金については、これを返還しない。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人ア・ドリーム ア・デイ IN TOKYO の設立登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年2月9日より施行する。
- 3 この規程は、令和6年6月30日より改正施行する。(令和6年度第2回理事会決議)
- 4 この規程は、令和7年6月22日から改正施行する。(令和7年度第1回理事会決議)